

山形県環境科学研究センター基本方針

平成27年3月改定

山形県環境エネルギー部

目 次

はじめに	1
1 基本方針改訂の背景と考え方	2
(1) センターの現有業務	2
①生活環境保全のための環境監視・指導	2
②環境分野に関わる科学的調査研究	2
③生物多様性の観点に立った自然環境の保全活動支援	3
④環境教育の実践	4
(2) センターを取り巻く環境の変化	4
①福島第一原子力発電所事故に伴い顕在化した放射能リスク	4
②地球温暖化による地球規模の環境変化	5
③海岸漂着物やPM2.5等広域的な環境汚染による環境負荷	5
④新たな化学汚染物質による環境負荷	5
⑤「山形県エネルギー戦略」に基づく再エネ導入拡大に向けた新たな展開	5
⑥「山形県環境行動計画」を踏まえた環境教育の展開	6
⑦ファシリティマネジメント、BCP等の新たな運営体制の視点	6
(3) 基本方針（改定版）の考え方	7
2 環境の変化に対応しセンターが担うべき機能	8
3 各機能毎の今後の展開方向	10
(1) 環境モニタリング機能	10
(2) 試験研究機能	12
(3) 環境行政に携わる人材育成機能	13
(4) 県内環境分析企業等の育成機能	14
(5) 環境教育拠点機能	14
4 基本方針の実施体制	16

はじめに

「山形県環境科学研究センター基本方針」（以下、「基本方針」という。）は、平成 15 年 4 月の『山形県環境科学研究センター』（以下、「センター」という。）設立に伴い、センターの事業推進方向を示す指針として、大気、水、土壌等の監視や対策、自然環境を保全するための調査や対策、さらには、環境科学分野の調査研究や環境教育の実施等に係る取組みの展開方向を示しており、センターにおいては、この基本方針に基づき、具体的な業務に取り組んでいる。

このような中、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故に伴う放射能リスクへの対応や、地球温暖化、PM2.5 問題などの地球規模や広域的な環境変化への対応、さらには、平成 24 年 3 月に策定された「山形県エネルギー戦略」に基づく再生可能エネルギー導入拡大に向けた新たな取組み、平成 25 年 3 月に策定された「山形県環境教育行動計画」を踏まえた環境教育体制の構築、平成 26 年 12 月に策定された「山形県県有財産総合管理基本方針」に示された持続可能な運営体制の確立など、センターを取り巻く情勢は大きく変化している。

このような諸情勢の変化に適確に対応するため、センターが担うべき機能毎の今後の展開方向はどうあるべきかとの観点から、基本方針の見直しを行った。

1 基本方針改定の背景と考え方

(1) センターの現有業務

センターは、本県唯一の環境分野の試験研究機関として、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法等の法令に基づいた分析測定による環境の監視、これらに関連する調査研究、自然環境保全に向けた調査研究及び県民、民間団体、企業等に対する環境関連情報の提供、さらには、環境教育の実践等の業務に取り組んでいる。

①生活環境保全のための環境監視・指導

県民の安全で安心な生活環境を確保するためには、大気、水、土壌等の環境の常時監視や、工場・事業場における事業活動に伴う環境関連法令の遵守状況を確認する分析・測定、ダイオキシン類等の化学物質の汚染状況を把握することが重要である。

センターにおいては、大気、公共用水域、地下水等の常時監視及び放射性物質に係る土壌、河川水、水道水等のモニタリング調査等を行うとともに、環境分析企業に対し、調査分析手法及びその評価についての技術的支援と助言を行っている。

また、工場、事業場の排ガスや放流水等の立入検査及びそれに伴う分析、廃棄物の抜き取り検査及び最終処分場の放流水検査等を行い、個別の発生源からの排出状況の監視や技術的指導を行うとともに、地下水汚染、ダイオキシン類発生源、水質汚濁事故等への対応として測定及び原因調査等の業務を行っている。

さらに、環境中放射性物質の測定、微小粒子状物質（PM2.5）の成分分析など、新たな環境課題への対応も行っている。

センターが緊急時対応や排出事業者の指導等の業務を行う際は、本庁や総合支庁と連携して実施している。

こうした生活環境を保全するための環境監視業務は、化学物質による新たな汚染の判明等により増加する傾向にあり、新たな分析方法の習得や精度管理等に向けた技術力の維持・向上、さらには、民間環境分析企業や排出事業者への助言・指導等の必要性が高まっている。

②環境分野に関わる科学的調査研究

試験研究については、試験研究課題の設定から実施、評価、そして、成果を県内に普及するための政策提案までの各段階があり、これらを踏まえたテーマ設定までの手順の構築と、成果の普及を視野に入れた取組みを進めていくことが重要である。

センターにおいては、前述の監視業務を行う中で、環境基準や排出基準を超過する事例等が発生した際に、汚染状況の把握、原因究明、汚染物質の挙動や解明等に取り組んでおり、事案等の実態把握、環境に関する膨大なモニタリングデータの蓄積等もあることから、これらを活かした調査・研究に取り組んでいる。

センターでの調査研究は、工業技術センターや農業試験場等の他の公設試験研究機関が担う企業やマーケットのニーズに対応する研究とは異なるものであり、大気汚染防止法等の環境法令に基づく都道府県知事の法定受託事務や自治事務として位置付けられ、人の健康や生活環境を確保する上で重要な業務の一環として行われている。

また、センターで取り組んでいる調査研究については、本庁担当課とセンター各々が個別に協議して実施しているが、試験研究に関する課題の設定から実施、評価、施策反映までのプロセスを、部内関係課と総合支庁環境課などの出先機関、センターとの間で総合的に検討する体制は整備されていない。

③生物多様性の観点に立った自然環境の保全活動支援

豊かな自然がもたらす多くの恵みは、本県の健全な発展や県民の健康で文化的な生活の基盤となっている。この豊かな自然は、それを構成する多様な生物や生態系が存在することで成り立っており、自然からの恵みを将来にわたり享受していくためには、多様な生物、生態系を保全しながら持続的な活用を図っていくことが必要である。

しかしながら、近年、開発等人間活動に起因する希少な生物種の絶滅の危機や生態系の改変、里山における人間活動の縮小による環境の荒廃や鳥獣害の増加等の問題が顕在化してきており、生物多様性が保たれ、自然と共生する社会の実現に向けた施策の推進が求められている。

このため、センターにおいては、自然環境及び生物多様性の保全、管理に関する諸施策の推進に必要な自然環境に係る現況調査として、動植物の生息・生育状況等を調査する自然生態系保全モニタリング調査、野生動物の生育動向に大きな影響を与えるブナ・ナラの豊凶調査や、アケビ・ヤマブドウ等の山の実り調査（アンケート調査）を実施している。

さらに、地域住民、関係市町村等が行うイバラトミヨやヒシモドキなどの絶滅の危険度が高い種の保全活動に対し、専門的情報の提供や技術的支援を行っている。

これらの調査データについては、今後、クマなどの大型哺乳類の活動予測等を示すためのデータとして科学的に関連づけ、県民の生活や農林業の振興に活用されていくことが求められている。

④環境教育の実践

大気汚染やリサイクル・廃棄物対策にとどまらず、地球温暖化の防止や生物多様性の保全、エネルギー問題への対応など、環境問題の多くは、我々の日常生活と密接に関係していることから、一人ひとりが世界の人々や自然環境との関わりの中で生きていることを認識し、問題解決のために行動することが求められている。このようなことから、環境教育を通じ、県民の環境保全意識を高めるとともに、環境の保全・創造・活用に主体的に参加できる人材を育成することが必要となっている。

このため、センターにおいては、県民による自主的で活発な環境保全活動が展開されるよう施設・設備を開放し、親子で楽しむ環境科学体験デーや夏休み親子科学教室を開催するとともに、環境教育教材の貸出、出前講座、環境アドバイザーの派遣、水生生物調査への参加呼びかけ等を通じて環境意識の醸成を図っている。

また、県内の環境の状況、環境人材や環境保全団体の情報、環境保全技術や環境配慮に優れた製品情報等、環境に関する幅広い情報を収集・発信している。

こうした環境教育をさらに推進するためには、市町村教育委員会、環境NPO等民間団体や環境学習支援団体と連携しながら、情報発信機能の強化、再生可能エネルギー施設を活用した環境学習プログラムの開発、学校教育における環境教育のサポート等を進めていくことが課題となっている。

(2) センターを取り巻く環境の変化

こうした中、前回の基本方針改訂（平成21年3月）以降、東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故の発生や、PM2.5問題、さらには、「山形県エネルギー戦略」に基づく再生可能エネルギー分野での新たな取り組みの加速、「山形県環境教育行動計画」を踏まえた環境教育体制の構築、「山形県県有財産総合管理基本方針」に示された持続可能な運営体制の確立など、センターを取り巻く環境は大きく変化している。

①福島第一原子力発電所事故に伴い顕在化した放射能リスク

平成23年3月11日の東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故以降、放射性物質による環境汚染への不安の高まりなどから、センターにおいても、土壌や河川水、水道水、廃棄物等の放射線測定や、モニタリングポストによる24時間体制での放射線の測定など、新たな分野での対応が求められている。

これらの対応は、放射性物質の半減期までには相当の期間を要することや、河川等一般環境中での挙動により放射性物質の拡散、濃縮等が懸念される事案もあるこ

と等を踏まえれば、長期間に及ぶことが想定される。

②地球温暖化の進行による地球規模の環境変化

地球温暖化の進行は、平成26年11月の気候変動に関する政府間パネル（IPCC）統合報告書において、温室効果ガスの排出が現状の水準で推移すれば、今世紀末の気温上昇が0.3～4.8度、海面水位が26～82センチ上昇する可能性が高いと報告されるなど、社会的な脅威となっている。

センターにおいても、こうした環境変化を踏まえた環境教育の実践等により、環境保全意識の醸成を図ることが必要となっている。

③海岸漂着物やPM2.5等広域的な環境汚染による環境負荷

海岸漂着物については、全国で問題となっており、平成21年度には海岸漂着物処理推進法が制定され、漂着ごみの回収や発生抑制のための普及啓発などが実施されている。

センターにおいても、県民への環境教育の一環として意識啓発等の役割を担うことと期待されている。

また、PM2.5など大陸からの移流による越境汚染の影響が指摘される大気汚染等、新たな環境変化に対する対応が必要となる事案が発生している。

センターにおいては、このような環境変化に的確に対応するため、測定体制の充実及び緊急時対応が必要となっている。

④新たな化学汚染物質による環境負荷

現代の社会では、多種多様な化学物質が使用されており、その中には適切な管理が行われず環境汚染を引き起こし、人の健康や生態系に有害な影響を及ぼす化学物質がある。化学物質の一般環境中の残留状況や挙動については、環境省が行う化学物質環境実態調査により調査・公表されており、センターにおいても、生活環境の保全に向けて調査を適正に実施するとともに、各総合支庁環境課と連携して、事業所等に対して化学物質に関する適正管理に向けた技術的指導・助言を担うことが求められている。

⑤「山形県エネルギー戦略」に基づく再エネ導入拡大に向けた新たな展開

平成24年3月に「山形県エネルギー戦略」が策定され、再生可能エネルギーの導入拡大、代替エネルギーへの転換、省エネの推進の3つの柱を掲げ、県民生活や産業活動に必要なエネルギー供給基盤を確保することとしている。

山形県エネルギー戦略の展開にあたっては、自然環境と調和を図りつつ推進して

いくことが重要であり、センターにおいても、再生可能エネルギー導入に伴う環境負荷低減につながる研究などの取組みが期待されるとともに、環境教育の実践において、再生可能エネルギー分野を積極的に取り入れることが期待されている。

⑥「山形県環境教育行動計画」を踏まえた環境教育の展開

環境教育は、大気汚染や水質汚濁対策といった生活環境を保全する取組みに加え、地球温暖化対策やエネルギー対策など、持続可能な生活様式や社会経済活動を実現していく視点からも、家庭、学校、職場、地域など様々な場において、取組みを進めていく必要がある。

県では、平成25年3月に「山形県環境教育行動計画」を策定し、本県の環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な考え方と施策を示している。

センターにおいては、市町村教育委員会、NPO等民間団体や環境学習支援団体等との連携を強化し、再生可能エネルギー施設を活用した環境学習プログラムの開発や、学校や地域、企業からの相談に総合的に対応する体制の構築など、環境教育拠点としての機能を強化していくことが求められている。

⑦ファシリティマネジメント※1、BCP※2等の新たな運営体制の視点

本県においては、人口減少や少子高齢化が進行し、引き続き厳しい財政事情が続く中で必要な行政サービスを提供していくため、行財政運営の全分野において不断の見直しを行いながら、持続可能な財政基盤の確立による自主性・自立性の高い行財政を運営していくこととしている。

このため、将来にわたって県民に対する行政サービスの維持向上を図る管理手法として、経営的な視点を重視するファシリティマネジメントを導入し、県有財産の総合的な管理運用を図っていくこととしている。

センターにおいても、こうした考えに沿った総合的な管理運用の視点を取り込んでいくことが求められている。

また、県民の安全で安心な生活環境の確保のためには、災害時等においても継続的に環境に係る監視・測定を行うとともに、速やかに各種分析機器が使用できるよう復旧していく体制づくりが求められており、センターにおいても、BCPを確立するとともに、施設が災害等の理由で分析業務が継続不能となった際でも環境分析企業がその役割を代替する体制を構築することが求められている。

※1 現在、県では、ファシリティマネジメントの観点で、経営的な視点に立った県有財産の総合的な管理・活用が求められており、多くの測定機器等を有する環境科学研究センターにおいても、こうした観点での施策展開が必要となっている。

※2 災害・事故発生時においても、環境科学研究センターが県民の生活環境を守るための評価分析機能を実施していくためには、BCP（事業継続計画）の視点が必要となっている。

(3) 基本方針（改定版）の考え方

このような諸情勢の変化や課題を踏まえ、今般、基本方針の見直しを行うこととする。

見直しにあたっては、センターが担うべき役割について、機能毎に今後の展開方向を示すものとして、抜本的に改定する。

センター機能の基本的な方向としては、引き続き、法律に規定されている監視や行政検査に基づく行政処分など、現場と一体となった業務を適切に果たすため県が直接担う施設とし、環境に係る、常時監視、指導、調査、研究の各業務を推進するとともに、県内環境団体や周辺施設、環境に関する知識を有する県民等と連携しつつ、環境に関わる人材の育成や環境保全意識の普及・啓発を推進していく。

本基本方針の実施期間は、概ね5年程度（平成32年（2020年）3月）とし、状況の変化を踏まえつつ、見直しを図ることとする。

2 環境の変化に対応しセンターが担うべき機能

こうした環境の変化を踏まえ、センターが担うべき機能を整理すると、以下の5つの機能に分類される。

(1) 環境モニタリング機能

環境モニタリング機能とは、ある一定の地域において、環境の状況について監視し、事業活動等による環境への影響を追跡するために行う観測や調査を指す。県民の安全で安心な生活環境の確保に向け、センターが担うべき業務として最も優先される機能に位置付けられる。

センターにおいては、放射能リスクや動植物の生態系における環境変化への対応、海岸漂着物や化学汚染物質による環境負荷への対応等により、今後ますます環境モニタリングに係る業務比重が増えていくことが予想されることから、効率的に業務を遂行していくことが課題となっている。

(2) 試験研究機能

地域の抱える環境問題の解決のために行う試験研究には、実態調査に始まり、原因究明や事象の解明、それに基づく改善方法の立案、社会に導入するための政策提案の各段階がある。

センターにおいては、試験研究に関する課題の設定から実施、評価、施策反映を、本庁関係課と各総合支庁環境課などの出先機関と総合的に検討する体制を構築することが必要となっている。

(3) 環境行政に携わる人材育成機能

環境行政に携わる人材には、放射能対策、PM2.5、再生可能エネルギー等の様々な分野の環境問題に対する幅広い知見が求められている。

センターにおいては、国立環境研究所等との共同調査や研修等への参加により、これら幅広い知見を備える人材を育成する機能（キャリアデザイン機能。他化学職員への普及を含む。）や、騒音振動や悪臭対策等市町村に権限委譲された事務を行う市町村環境担当職員等のスキルを向上させるサポート機能、さらには、黒龍江省との国際技術交流による人材育成貢献機能が求められている。

(4) 県内環境分析企業等の育成機能

県内環境分析企業や排出事業者の自主管理機能を強化することは、県民が安全安心に生活する環境を構築するうえで重要である。

これらは、「山形県行政改革推進プラン（平成25年3月策定）」に掲げた、多様な主体と県とが適切な役割分担のもとに連携・協働を推進する体制づくりや、企業等の持つ資源や知識を活かした連携・協働の推進にもつながる。

センターにおいては、県内環境分析企業等の育成に積極的に関わる必要があるとなっている。

(5) 環境教育拠点機能

地球温暖化や生物多様性の保全など、現在の環境問題の多くは、我々の日常生活と密接に関係し、県民一人ひとりが問題解決のために行動することが重要であり、環境NPO等民間団体や環境学習支援団体、個人等の様々な主体が、環境教育の実践に関わっていくことが求められる。

センターにおいては、環境NPO等民間団体や環境学習支援団体等県内の様々な主体との連携を強化し、県民の環境保全への意識を高める拠点としての機能を強化していくことが課題となっている。

3 各機能毎の今後の展開方向

これまで、センターの現有業務の分析を行ったうえで、センターを取り巻く環境の変化について記載し、これらに対応するためセンターが担うべき機能について整理してきた。こうした整理を踏まえ、以下に、センターが担うべきこれらの機能の今後の展開方向について取りまとめる。

(1) 環境モニタリング機能

①評価分析のあり方について

大気・水質等の常時監視、工場、事業場の排ガス・排水の分析、ダイオキシン類等の調査等の評価分析業務は、「環境常時監視等の法定受託事務」（以下「法定受託事務」という。）、「立入検査等の自治事務」（以下「自治事務」という。）、「国からの受託業務」（以下「受託業務」という。）、「課題対応の県単独業務」（以下「県単業務」という。）に分類される。

- 「法定受託事務」については、大気汚染防止法等に基づく常時監視業務があり、人の健康や生活環境を維持していくうえで極めて重要なものであり、国が定めた事務処理基準等に基づき最優先業務として取り組む必要がある。また、常時監視業務で判明した汚染事案に関連し対応する業務についても、常時監視業務と同様に取り扱っていく。
- 「自治事務」については、大気汚染防止法等に基づく立入検査業務として、排出事業場の法令違反等を確認するために県が必要と認めたときに現場に出向いて行われるものである。今後は、法令違反が多い特定施設や業種に特化するなど、さらに効率的に取り組んでいく必要がある。
- 「受託業務」については、費用対効果や業務量にも留意しつつ、センターにおける分析技術力の維持・向上の視点も踏まえ、選択的に活用していく。
- 「県単独業務」については、若手職員の人材育成の観点から積極的に取り組む必要があるが、費用対効果や業務量を踏まえながら取り組んでいく。
- 「法定受託事務」や「自治事務」等の業務を執行する形態としては、「センター直営業務」（以下「直営業務」という。）と「民間委託業務」がある。水質事故等の緊急時検査体制の確保や民間委託業務の精度管理をするうえで直

営業務は必要不可欠であり、引き続きその形態を維持しつつ、測定頻度、地点等の合理化や民間委託業務範囲の拡大などの見直しを図り、効率的な業務を推進していく。

②リスクマネジメント等のあり方について

県民生活のリスクとなる環境事案が発生した場合の「リスクマネジメント」と、災害発生時等における業務継続に向けた計画である「BCP」への対応の視点が求められている。

- 県民生活のリスクとなる環境事案が発生した場合の「リスクマネジメント」については、センターは本庁担当課等と連携し、原因究明等県民の安心安全の確保のため緊急・迅速な対応を行っていく。
- 環境リスク対策として、今後、環境アドバイザー派遣制度も活用しながら、センターが事業者や住民に対して環境リスク管理方法などについてアドバイスする機能（リスクコミュニケーション機能）を強化していく。
- 「BCP」については、センターが自然災害や事故等で長時間の停電や機器の故障等が起きた際にも、必要な環境分析機能を維持できる業務継続計画の策定を進めていく。
- 民間環境分析企業と災害時の協定を締結するなど、あらかじめ役割分担を取り決めながら、分析機能が確保される体制づくりを進めていく。

③自然環境モニタリング調査等のあり方について

自然環境保全に向けた取組みとして、生態系の維持や生物多様性に関する基礎データとなる「自然生態系保全モニタリング」と、大型哺乳類活動予測の基礎データとなるブナ・ナラ・アケビ・ヤマブドウ等の「豊凶調査等」に分類し、それぞれ効率的に業務を推進するとともに、調査結果の効果的な活用を図っていく。

- 「自然生態系保全モニタリング」は、検討委員会による検討結果に基づく調査の実施により効率的に業務を推進するとともに、調査結果が自然生態系の保全対策や生物多様性への県民理解の推進に活かされるよう、積極的に情報を発信していく。

○クマ、イノシシ、ニホンジカなどの大型哺乳類の活動予測については、人身被害の防止や農業、生活等に役立て得るものであり、鳥獣の保護・管理施策を推進するうえで有効である。「豊凶調査等」として実施するブナ・ナラ豊凶調査と山の実り調査については、今後、調査結果と予測の関連性を明確に提示できるようにし、農作物被害対策や人的被害防止対策を担う農業、県民生活所管部局並びに市町村も含め、より広い範囲で結果が活用されるよう努めていく。また、両調査の結果を一体的に活用する観点に立って、ブナ・ナラ豊凶調査業務の効率化を図っていく。

④測定、検査機器等の中長期的な視点にたった運用のあり方について

○山形県行政改革推進プランや山形県県有財産総合管理基本方針（ファシリテイマネジメント）を踏まえ、分析機器の精度確保と長寿命化を図るため「分析機器等の計画的な保守点検」を行うとともに、機器の更新等にあたっては、年度間の整備水準の平準化や、機器の機能集約化を推進するなど計画的な運用を図っていく。

（２）試験研究機能

センターにおける試験研究機能については、環境省からの「受託事業」や国立環境研究所の「Ⅱ型共同研究事業」及び「県単独事業」に分け、試験研究に関する課題の設定から実施、評価、施策反映までを部内関係課や総合支庁環境課などの出先機関と総合的に検討する機能を構築していく。

○「受託事業」については、本県の環境行政への利活用の可能性や効果等を勘案し、試験研究に関する課題の設定並びに成果の活用をどう進めていくかを部内担当課と調整したうえで、実施可能な研究テーマを国に対し提案、あるいは、国から示されたテーマから選択できる場合は、積極的に活用していく。

○「Ⅱ型共同研究事業」については、PM2.5による汚染機構の解明や閉鎖性水域での水質悪化の原因究明、対策措置後の効果検証手法等、センターが担う業務のスキルアップにつながる研究や、県内環境中の放射性物質の挙動分析など得られるデータが、県施策の推進に資することが期待される共同調査・研究に、参加・協力していく。

- 「県単独研究」については、特に、試験研究に関する課題の設定から実施、評価、施策反映までの過程を、部内関係課、総合支庁環境課などの出先機関、センターが連携し、総合的な調整を図るための体制づくりを進めていく。

(3) 環境行政に携わる人材育成機能

環境行政に携わる人材には、放射能対策、PM2.5、再生可能エネルギー等の様々な分野の環境問題に対する幅広い知見等を有することが求められている。

環境行政に携わる人材育成機能としては、これら知見等を有する人材を育成する機能（「キャリアデザイン機能」）と、騒音振動や悪臭対策等市町村に権限委譲された事務を行う市町村環境担当職員等のスキルを向上させる「スキル向上サポート機能」、さらには、黒龍江省との国際技術交流による「人材育成貢献機能」があり、それぞれの機能において本県の環境行政に携わる『人づくり』を推進していく。

- 「キャリアデザイン機能」については、環境行政に携わる職員が、大気や水質保全だけでなく、自然環境保全、地球温暖化対策、再生可能エネルギーや放射能対策等、多様な環境問題への対応が求められていることから、センターとして、幅広い知見を有する人材を育成するとともに、他の県化学職員等にも伝える『環境行政の人材育成機関』としての研修機能等を強化していく。
- 「スキル向上サポート機能」については、市町村に権限委譲された事務を行う市町村環境担当職員に対し、騒音振動及び悪臭についての技術水準向上に向けた測定技術研修会、住民や事業者とのリスクコミュニケーション等に関する研修等を積極的に計画、実施していく。
- 黒龍江省との国際技術交流による「人材育成貢献機能」については、黒龍江省への技術の普及に貢献するとともに、職員が国際的感覚を身につけるためのキャリア形成や環境施策全般に対するレベルアップにもつながることから、今後も商工労働観光部が進める国際協力事業に積極的に協力していく。

(4) 県内環境分析企業等の育成機能

「県内環境分析企業等の育成方策」と、センターと県内環境分析企業等の「連携・協働体制構築」の二つの観点から、県民生活の安全安心に資する県内環境分析企業等とのパートナーシップづくりを進めていく。

- 「県内環境分析企業等の育成方策」については、部内担当課と連携し、県内環境分析企業の分析精度の向上に向けた指導・育成のための標準手順書の策定・普及等を進めていく。
- 排出事業者の自主管理機能強化に向け、事業所担当者等への技術指導・育成の強化を図っていく。
- 「連携・協働体制構築」については、センターで実施している調査等の委託先となる県内環境分析企業の育成、並びに、排出事業者における自主監視機能の向上による県内環境負荷軽減に向けた自主的な取組みを促進していく。
- 民間環境分析企業と災害時の協定を締結するなど、あらかじめ役割分担を取り決めながら、分析機能が確保される体制づくりを進めていく。(再掲)

(5) 環境教育拠点機能

情報発信機能の強化と再生可能エネルギー関連の周辺施設を活用した「教育機能の強化」、学校等「教育現場との連携方策」、「NPO等民間団体との協働」の視点から、各々の機能強化の方向性を示す。

- 「教育機能の強化」としては、学校や地域、企業からの相談に総合的に対応する体制、各々のニーズ(学習スタイル)を踏まえ派遣調整する体制を構築し、さらにはNPO等民間団体と連携した情報発信機能の強化等により、センターにおける環境教育拠点機能の充実を図っていく。
- センター各部が蓄積している環境データの活用や情報の発信を強化するとともに、県内環境分析企業等と必要な情報を共有するためのネットワークづくりを構築していく。
- 再生可能エネルギーの活用について、環境教育の中に積極的に取り入れるとともに、センター周辺に点在している再生可能エネルギー施設を活用した環境学習プログラムの開発を進めていく。

- 「教育現場との連携方策」としては、センターが実施している環境教育に関する制度や機能について、市町村教育委員会や教育現場への周知徹底を図り、学校とのネットワーク化を進めるとともに、センターを拠点にして、様々な主体が学校や地域、企業等に出向き、体験を中心とする環境教育機会を提供する体制を充実していく。

- 環境NPO等民間団体、環境学習支援団体、教育センター等と連携し、学校における環境教育をサポートする人材を養成していく。

- 「NPO等民間団体との協働」については、企業、行政、環境NPO等の民間団体や環境学習支援団体など、各種機関とのネットワーク化を推進するとともに、環境教育に関する担い手の育成や、地域で自主的な環境保全活動を行う団体に対して技術的支援等を行っていく。

- 環境NPOと連携し、環境学習支援団体等の民間団体が行う環境教育をサポートしていく。

4 基本方針の実施体制

本基本方針に沿った具体的な取組みを展開するため、「山形県環境科学研究センター業務推進会議（仮称）」を新たに設置する。

また、この推進会議を定期的開催し、計画（Plan）、実施・運用（Do）、点検・評価（Check）、改善（Action）によるPDCAサイクルにより、進行管理を行いながら基本方針に沿った具体的な取組みを推進する体制を構築する。

推進体制のイメージ

基本方針に沿った具体的な取組みを展開するため、推進会議を設置し、PDCAサイクルによる進行管理を行いながら、具体的な取組みを推進。

